

◆国民健康保険◆ 保険税率が変わります

●令和8年度から新たに「子ども・子育て支援分」が新設されます。
【令和8年度 国民健康保険税率】

区分	所得割率	均等割額	平等割額	状況
医療分	5.8%	2万1,000円	2万800円	据え置き
後期高齢者支援分	2.5%	1万3,400円	—	据え置き
介護分	2.4%	1万5,500円	—	据え置き
子ども・子育て支援分	0.29%	1,800円	—	新設

●問合せ
税務課 市民税 2係
☎77・8144

※子ども・子育て支援分について、18歳に達する日以降の最初の3月31日以前までの人については、均等割が10割軽減されるほか、そのほかの軽減・減免措置も今までどおり適用されます。

国民健康保険税の軽減措置についてはこちら▶



●子ども・子育て支援分の課税が開始となる「令和8年度国民健康保険税納税通知書」は7月中旬に発送予定です。詳しくは通知をご覧ください。

※国民健康保険税を特別徴収(年金からの天引き)でお支払いいただく世帯を対象に、「国民健康保険税仮徴収額決定通知書」を4月1日(例)に発送します。通知書には、4・6・8月の年金から天引きされる金額が記載されています。子ども・子育て支援分が反映される10月以降の天引き額については、同じく7月中旬ごろに改めて通知します。
※普通徴収(納付書払い・口座振替)でお支払いいただく世帯については、令和7年度に仮算定期間が廃止されたため、4～6月まで納付がありません。4～6月までの分も含めて、7月以降にお支払いいただきます。

子ども・子育て支援金制度について詳細はこちら(こども家庭庁 HP)▶



◆後期高齢者医療制度◆ 保険料率が変わります

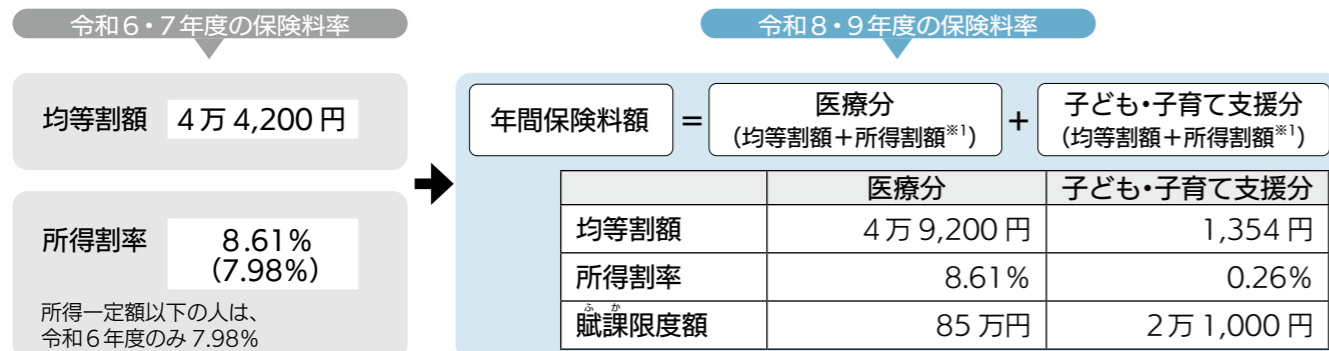
●問合せ
◎新潟県後期高齢者医療広域連合 業務課資格保険料係
☎025・285・3222
◎保険年金課 年金医療係☎77・8133

後期高齢者医療制度の保険料率は、2年に一度見直しを行っています。今後、被保険者数や医療給付費が増加する見込みであるほか、現役世代の負担増を抑制するための国の制度改正により、令和8年度に保険料率の引き上げを行います。また、令和8年度から子育てを社会全体で支える仕組みである「子ども・子育て支援金制度」が開始され、医療保険料と合わせて子ども・子育て支援金を納めていただきます。

●保険料の決まり方(年額)

保険料は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計です。前年の総所得金額等や世帯の所得状況により個人ごとに決まり、世帯状況に応じて「均等割額」が軽減される場合があります。令和8年度の保険料額と納付方法は、7月中旬にお知らせする予定です。特別徴収(年金からの天引き)は、10月以降の徴収額が令和8年度の保険料率で計算した金額に変わります。

【保険料率】



※1 所得割額＝被保険者本人の前年中の総所得金額等から基礎控除43万円^{※2}を控除した金額×所得割率
※2 合計所得金額が2,400万円を超える人は、控除額が変わります。

国民健康保険 後期高齢者医療制度 からのお知らせ



国民健康保険や後期高齢者医療制度について、保険税・保険料の見直しなどの制度改正が行われます。あわせて、各種手続きに関するお知らせをします。

◆国民健康保険◆ 加入・脱退の手続きについて

●問合せ
保険年金課 国保係
☎77・8132

就職、退職や住所変更などで健康保険が変更になったときは、**14日以内に手続きをしてください**。国民健康保険の加入・脱退手続きは、会社は代行しませんので各自で手続きが必要です。

	こんなとき	届出に必要なもの
加入	職場の健康保険を脱退した(職場を退職した場合や、家族の被扶養者でなくなった場合など)	健康保険資格喪失連絡票などの脱退した日が確認できる書類
	市外から転入した	転出証明書
脱退	社会保険など、ほかの健康保険に加入した(就職した場合や、家族の被扶養者になった場合など)	国保の資格確認書または資格情報のお知らせ 新しく加入した健康保険の資格確認書(全員分)や健康保険資格取得連絡票などの加入した日が確認できる書類
	市外へ転出する	国保の資格確認書など
その他	修学のため市外へ転出する	国保の資格確認書など 在学証明書や学生証の写し(有効期限のわかるもの)など
	住所、世帯主、氏名などが変わった	国保の資格確認書など

上記の「届出に必要なもの」のほか、次のものをお持ちください。

- 届出人の本人確認書類(マイナンバーカードなど)
- 委任状(同一世帯以外の方が手続きを代行する場合)
- マイナンバーが分かる書類(世帯主と異動する人の分)

※新しい資格確認書などが届く前に医療機関を受診する場合、加入保険が変わることを医療機関の窓口へ申し出てください。今まで使っていた資格確認書で受診すると、市が負担した医療費を後日返納してもらうことがあります。
※加入手続きが遅れた場合でも、資格を取得した日にさかのぼって国民健康保険税が課税されます。
※脱退手続きが遅れた場合は、社会保険などに加入した人の分も国民健康保険税が課税され続けます。早めの手続きをお願いします。
※会社の健康保険加入による国民健康保険の脱退手続きは、オンラインや郵送でも受け付けています。詳細は市ホームページをご覧ください。



■介護保険適用除外の届出について

燕市国民健康保険に加入している40～64歳の人で、介護保険適用除外施設に入所し、一定の要件を満たす場合、届出により国民健康保険税の一部を納付する必要がなくなります。詳しくは保険年金課国保係へご相談ください(適用除外施設を退所した場合は、介護保険適用除外非該当の届出が必要です)。